

閲覧制度概要

1. 提示書類、提出書類一覧

【全共通】

- ① 閲覧者は、「国、地方公共団体が交付した写真付の書類」又は「郵便等で照会した回答書+選管が適当と認める書類(ex.国、地方公共団体以外が交付した写真付の身分証明書(ない場合は、保険証、通帳等名前の記載のあるもの))」を提示しなければならない。(申出者が国又は地方公共団体の場合は、国等の職員証)
《規則第3条の2第4項、第3条の3第4項》《運用:提示書類は基本的に写しをとる。》
- ② 申請書記載事項について、選管が確認するための資料(必要に応じて)《規則第3条の2第3項、第3条の3第3項》
- ③ 施行に必要な限度において、申出者に必要な報告をさせることができる。(国等は除く)《第28条の4第5項》
- ④ 閲覧定義(許可できる行為):目視・筆記・読み上げによるレコーダー記録・パソコン入力(スキャンは禁止)

【申出者別】

	申出者	目的	閲覧者	閲覧事項を扱うことができる者	提出書類	備考
1	選挙人	名簿登載の有無	申出者	・申出者	・閲覧申出書(第4号様式の2の2《その1》)	本人・同居人についての確認の場合は、管理方法の記載は不要
2	公職の候補者等	選挙運動・政治活動	申出者又は申出者が指定する者	・申出者 ・閲覧者 ・閲覧事項取扱者申出書(第4号様式の2の2《その3》)により申出があった者(ただし、当該候補者等に使用される者に限る。)	・閲覧申出書(第4号様式の2の2《その2》) ・公職の候補者となろうとする者であることを示す資料 ・閲覧事項を申出者・閲覧者以外に扱わせる場合は、閲覧事項取扱者申出書(第4号様式の2の2《その3》)	現職は、「公職の候補者となろうとする者であることを示す資料」の省略可能
3	政党・政治団体	選挙運動・政治活動	申出者の指定したその政党・政治団体の役職員又は構成員	・閲覧者 ・申請書に取扱者として記載したその政党・政治団体の役職員、構成員	・閲覧申出書(第4号様式の2の2《その2》) ・政治団体設立届の写し ・政治活動の実績を示す資料	現職が所属する政治団体は、「政治活動の実績を示す資料」の省略可能
3'	政党・政治団体 (承認法人に関する申出がある場合)	選挙運動・政治活動	・申出者の指定したその政党・政治団体の役職員又は構成員 ・承認法人が指定するその法人の役職員又は構成員	・閲覧者 ・申請書に取扱者として記載したその政党・政治団体の役職員、構成員 ・承認法人申出書(第4号様式の2の2《その4》)により申出があった承認法人の役職員又は構成員	・閲覧申出書(第4号様式の2の2《その2》) ・承認法人申出書(第4号様式の2の2《その4》) ・政治団体設立届の写し ・政治活動の実績を示す資料	現職が所属する政治団体は、「政治活動の実績を示す資料」の省略可能
4	国・地方公共団体の機関	公益性が高く政治・選挙に関する調査研究	申出者の指定した職員	国、地方公共団体の個人情報保護関係法令による。	・閲覧申出書(第4号様式の2の3《その1》) ・調査研究の概要・実施体制を示す資料	・独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人は国等の機関ではない。《住基台帳QA》 ・国の機関とは、国の全ての行政機関のほか、国会、裁判所も含む。地方公共団体では、議会も含む。《時報H18・8月》
5	法人・団体(代表者又は管理人の定めがあるもの)	同上	申出者が指定するその法人の役職員又は構成員	・閲覧者 ・申請書に取扱者として記載したその法人の役職員又は構成員	同上	
6	個人	同上	申出者又は申出者の指定する者	・申出者 ・閲覧者 ・閲覧事項取扱者申出書(第4号様式の2の3《その2》)により申出があった者	・同上 + ・閲覧事項を申出者・閲覧者以外に扱わせる場合は、閲覧事項取扱者申出書(第4号様式の2の3《その2》)	

2. 閲覧の期間及び時間

- ・公示(告示)の日から選挙の期日後5日に当たる日を除く。
- ・閲覧の申出は執務時間
- ・閲覧に供するのも執務時間《(別紙5)問3》

3. 閲覧状況の公表

年間1回告示により公表する(告示は3月とする)

【選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表に関する規程】

4. 罰則・過料

(法第236条の2)罰則

①法第28条の4第3項、第4項(第30条の12の準用含む)の規定による命令に違反した者。

6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(罰金の場合は、当選の無効、選挙権・被選挙権の停止なし)

②第28条の4第5項(第30条の12の準用含む)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者。

30万円以下の罰金(当選の無効、選挙権・被選挙権の停止なし)

(法第255条の4)30万円以下の過料

①偽りその他不正の手段により、閲覧をし、又はさせた者。(国等は除く)

②第28条の4第1項【本人の同意を得ない目的外利用、及び関係人以外へ提供】の規定に違反した者。

過料は、簡易裁判所がする。